

消費者団体ほか関係団体との意見交換会（平成 24 年 8 ～ 9 月）
における主なご意見について

平成 24 年 9 月 18 日
消費者委員会事務局

1. 実施日

- (1) 8 月 7 日（火）：日本弁護士連合会（日弁連）、日本司法書士会連合会（日司連）
- (2) 8 月 21 日（火）：主婦連合会（主婦連）、全国消費者行政ウォッチねっと（ウォッチねっと）、東京都地域消費者団体連絡会（都地消連）、全大阪消費者団体連絡会（大阪消団連）
- (3) 9 月 4 日（火）：社団法人全国消費生活相談員協会（全相協）、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会（NACS）、全国消費者団体連絡会（消団連）、特定非営利活動法人日本消費者連盟（日消連）

2. 主なご意見

(1) 委員会活動に関するもの

○委員会の建議（監視）機能の強化

- ・消費者庁や関係省庁の消費者行政全般に対する監視機能の強化（主婦連、全相協、NACS）
- ・「審議会機能」の消費者庁への移管（日弁連、大阪消団連）
- ・消費者庁を所管する消費者担当大臣とは別に、委員会の主務大臣（仮称「消費者行政監視大臣」）を設置（日弁連）

○委員会・事務局の体制強化

- ・「安全」、「取引」、「表示」の問題に精通した事務局体制の拡充・強化（主婦連、消団連）
- ・担当委員による課題別チームの設置、外部専門家等の有効活用（日弁連、大阪消団連）
- ・3 条委員会化、事務総局の設置等（日弁連、大阪消団連）
- ・消費者行政に関する専門家の育成（都地消連）

○消費者庁や国民生活センターとの連携

- ・消費者庁・国民生活センターとの連携強化・情報共有（全相協、消団連）
- ・消費者庁が行う検討との重複排除、両者の協力による問題への対処（全相協）
- ・「審議会機能」の消費者庁への移管（日弁連、大阪消団連）＜再掲＞
- ・消費者庁から委員会への諮問の実施、消費者庁が委員会の調査審議をサポート（日弁連）

○委員会の情報収集・分析能力の強化

- ・消費者からの情報収集体制、意見・要望等の公聴体制の整備。意見・要望等への回答（主婦連、NACS）

- ・独自の情報収集ルート、情報分析体制の整備（大阪消団連）

○委員会運営の透明化、情報発信力の強化

- ・中長期的な審議スケジュールの提示、関係団体等との協働（日弁連、ウォッチねっと）
- ・作業チーム、ワーキングチーム等の検討内容のオープン化（主婦連）
- ・一般の消費者にも分かりやすい調査審議の実施（都地消連）
- ・委員会活動（建議等のフォローアップ結果等を含む）の広報強化（NACS、消団連）
- ・地方消費者委員会の積極的な開催（NACS）
- ・関係団体等から寄せられた意見等へのフィードバックの実施（消団連）

（２）個別の課題に関するもの

- 決済手段の多様化に伴う消費者被害の実態調査の実施、消費者被害の未然防止・被害回復のための立法提言等（日司連）
- インターネット上の「広告」に関する実態調査の実施、消費者被害の未然防止・被害回復のための立法提言等（日司連）
- 匿名性を高める詐欺事件の実態調査の実施、匿名性を高める各種手段を規制するための立法提言等（日司連）
- 消費者教育推進のための建議・提言等の実施（消費者市民教育の取組強化、教材開発、消費者庁の体制強化等）（日弁連、都地消連）
- 貸金業法の再改正を阻止するための提言等の実施（日弁連）
- 輸入食品のアレルギー物質混入に着目した検査体制の検討（大阪消団連）
- 地方消費者行政に対する十分な予算措置の確保（大阪消団連、全相協）
- 不招請勧誘の禁止に向けた検討（ウォッチねっと）
- 食品表示一元化問題への取組強化（日消連）

（以上）